

平成24年3月中川村議会定例会議事日程(4)

平成24年3月23日(火) 午後1時30分 開議

日程第1		諸般の報告
日程第2	議案第2号	中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第5号	中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第20号	平成24年度中川村一般会計予算
日程第5	議案第21号	平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第6	議案第22号	平成24年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第7	議案第23号	平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第24号	平成24年度中川村公共下水道事業特別会計予算
日程第9	議案第25号	平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
日程第10	議案第27号	平成24年度中川村水道事業会計予算
日程第11	議案第26号	財産の取得について
日程第12	議案第28号	中川村村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第29号	中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第14	発議第1号	原子力発電所の安全対策と「脱原発」政策の実行を求める意見書の提出について
日程第15		委員会の閉会中の継続調査について
日程第16		委員会の継続中の継続調査について

出席議員(10名)

1番	中塚礼次郎
2番	高橋昭夫
3番	藤川稔
4番	山崎啓造
5番	村田豊
6番	大原孝芳
7番	湯澤賢一
8番	柳生仁
9番	竹沢久美子
10番	松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	松村正明	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	北島眞
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	鈴木勝	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

平成24年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成24年3月23日 午後1時30分 開議

○事務局長 不起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告を行います。

去る12月定例会で採択された請願第7号 浜岡原発の永久停止・廃炉を求める請願についての総務経済委員長報告について、一部、誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

1点は、要請先に決議文を送るとされたが、正しくは要請書を送るということであります。

もう1点は、請願とともに出された署名簿の人数が12月定例会本会議では966人とされましたが、正しくは897人であります。

この2点の訂正をいたします。

日程第2 議案第2号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

なお、本案は、去る3月5日の本会議において提案理由の説明が終了しています。

これより質疑を行います。

○4番 (山崎 啓造) 議案2号ですが、減額率の20%という、なぜ20%なのか、20%でなければいけないのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○村長 全協でもご説明をいたしましたとおり、本則で決められたところから、周辺の市町村等々でも何がしかのマイナスっていうことは、この経済情勢等々にかんがみてやっているとありますが、そういう状況があるのと、それから、私が一番初めに村長になったときに30%マイナスということで今まで続けてきているわけなんですけども、それを、せめて周りの皆さん方のレベルとの中間ぐらい、そこまで行くのも、ちょっと一気にっていうのは行き過ぎかもしれないので、周辺市町村に少し近づけるというようなことでございます。一遍にそこまで行ってしまっっていうのは、また、来年の村長選挙の後のことで、いろいろ、そこでのいろんな議論っていうか、いろんなお考えが示されたりっていうふうなことがあるかなというふうに思いますので、その中間段階として、その中間ぐらいの、間ぐらいのところがいいところかなというふうなことで、30%を20%というような線がちょうどいいころ合ではないかという考えでございます。

○4番 (山崎 啓造) 20%いいんですが、実は、私、自分の考えではですね、減額率0%、ノーカットでいいんじゃないかという考えをしております。

村民の皆さんの意見、聞いてみますとね、「最初に言った30%で、任期中は、やるべきだ。」という意見もありますし、「そうは言っても、そろそろ少しぐらいは考えてやってもいいんじゃないか。」と、半分半分くらいなんですね、村民の声を聞いてみますとですよ。

私は、減額ゼロでいいんじゃないかと、そんな気がしています。というのは、どういうことかっていいますとね、いわゆるチャオ周辺だとか望岳荘を強化して、交流・停留人口を増やして、地域資源を活用して村の活性化を実現させるんだっていうことを、村長、常々言っていますんで、そのためにはね、何ていうのかなあ、みずから、村長みずからがですね、外に発信をして、走り回ったり、中川村のよさ、人間性のよさ、いろいろあると思います。そういうものをね、村外、県内に発信をして、ということによって、この中川村が活性化するということになれば、減額20%、30%してみてもね、減額の価値よりも、村民が元気になったり、笑顔が見えるというものをつくっていけば、その減額の何10倍も何100倍も中川村のためになると思うんですね。

そんなことからですね、何か、村長、いつも内発的に発信をしてって言いますが、その20%カットっていうのは、何か内向きなね、内向的な、引っ込み思案なふう聞こえてしょうがないんですよ。何か言っていることが、私、反対かなっていう気がしてなりません。

私は、ノーカット、減額ゼロ%を言いたいんですが、ちょっと、その辺のところの考えはいかがでしょう。

○村長 否決をいただければ、それはそれで、個人的にはうれしい部分もあるのかもしれないんですけども、ただ、その20%カットしたらですね、おっしゃっているようないろんな活動をですね、20%分控えるというふうなつもりは全然ございませんので、そのことと、その村の、いろんな、村のためにいろんなことをするということと、その20%マイナスということとは、全然別の話でございまして、だから、それで、今のことよりも、3年前にも申し上げましたし、提案理由でも申し上げましたけども、来年が村長選挙があるので、その村長選挙後のソフトランニングといえますか、きれいに行くような形で、いろんな、これまでは、ああやったのに、こうやったのにみたいなことがなくて、なるべく自然に行くような形で道筋をつけたいなというふうなところがございまして。そういう意味で、その周辺市町村との中間ぐらいのところまで、ちょっと、こう、近づけておくほうがいいのかなどという、いろいろ、その来年以降への向けての布石といたらなんですけども、そういうふうな考えでおりますので、そのことと、いろいろ村のためにやらせていただくということとは別の話というふうにご理解いただければと思います。

○4番 (山崎 啓造) あのね、近隣市町村とか、次のこと、そんなこと全然考える必要ないんだと思うんですね。私が思うには。

ただ、村長の思いは、わかりましたんで、これで質問は終わります。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は、村長、頑張っておられますし、0%、これはいいと思いますけれども、今、出ました問題の中で、確認をさせていただいて判断をしたいと思うんですが、やはり、村長選に、当初、公約として30%カットという中で村長は当選をされました。それは、当時の財政状況とか、いろいろあると思いますが、そのものの、なぜ30%というものを、やはりは重いと思うんです。ですから、そういうことで、当初の公約をした30%というものが、どういうところに根拠といますか、ご意義があったのか、そこを改めてお聞きをしたいと思います。最初の公約の30というもの、これを気分的に変えるというか、そういうものではないと思いますし、まして、私は、こうやっているからもとに戻すという形なら結構ですけれども、ほかの理由づけで、このという、その運びというのは、余り、提案としてはですね、どうかなあと、そういうふうに思います。やっぱり、ちょっと上げてくれと、実際やってみると大変だという本意があるのか、あるいは、そうでなくて、村長選を理由として、次期のですね、そのためにという、この20という数字をお示しになったのか、その1点と、最初、申しましたように30%、これを公約として選挙戦を戦った、そのときの本意を改めてお聞きをして判断をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○村 長 最初の選挙のときの公約の説明でも申し上げたかと思いますが、福祉医療費、子供さんたちの医療費の、その当時は小学校入学までが無料で、小学校に入ると有料だった、それを小学校3年生まで無料にする、その額というのを大体予想すると、30%カットでそれが生み出せるというのが30%カットのそもそもの理由でございます。その後、小学校3年生までを小学校6年生にして中学生にして、今は、まで、その後、上げてきたわけですね。そういうことなので、そもそもの30%という福祉医療費の部分については達成ができたのかなというふうには思います。それは、結構前にも申し上げましたけども、持ち出しも多いところがございますけれども、それは自分で言ったことだし、そのことについては、別に30%カットでも、懐具合のことでいけば、それでやれと言われれば、それでも構わないんですけども、私としては、今後の村の行政が行くためには、20にしておいたほうが、ちょっと30%っていうのは、非常に、前にも申し上げましたけど、かなりいびつな状況でやっているんで、もう少し正常状態に近づけておいたほうが後々いいのではないかなという、そういうことでございます。そういうご理解をいただければと思います。

○2 番 (高橋 昭夫) そうしますと、当初の財政的な、ほかの部分においてもという意味の含みで30%カットっていうことでない、現在、今で言われました福祉の関係の、そのものが財政的に安定をし、その願いが到達したと、そういう意味で20にという、そういうことなんですね。確認です。福祉の関係が、ほかの部分って、ほかの形でない、そのものがっていうことだからっていう話が、その理由の中になかったもんですからね、それを率直に言っていただくと、これも、またですが、

次期村長選っていう形っていうものは、どこからそういうふうに出てきたか、もとに戻すっていうね、わかりますけれども、もっと率直に言っていただくと、一生懸命やっておればいいんじゃないかっていう形に行くんですが、理由づけが、どうも私はしっくりしなかったと、こういうことでありますが、もう一度確認をお願いします。

○村 長 率直に繰り返しますけども、1期目のときに30%カットというふうにしたのは、福祉医療費の小学校1年生から3年生までの分を生み出すために、それをしました。2期目のときには、30%っていうのは、余り、ちょっとやり過ぎやったんで、ちょっと戻していくべきだろうということで、20%というふうな形で2期目を、2期目のときには何も言わなかった。正直言うと。2期目のときには、村長給与をどうするかっていうことは選挙では申し上げなかったんですけども、その終わった後の議会で20%にしたいというふうなことをご提案させていただいて、1年だけは——1年だけはというか、とりあえず1年は、まず、30%を続けなさいというようなご決議をいただきましたので、ああ、1年ごとで区切っていけるんだと、それで、その次の選挙のときに向けて戻すんだったら、最後の1年だけを20%にすればいいなということで、その次の年、その次の年という形で、1年、1年、1年と3年間は30%を続けてきましたけども、まあ、来年に選挙があるということで、それまでには、もう少し普通の形に近づけたほうがいだろうという前々からの思いですよ、その3年前の2期目に入ってからずっと申し上げていた、それと同じ理由でもって20%にするほうがいいのではないかと思っているということでございます。

○8 番 (柳生 仁) 私は、今回のわかりました30%の引き下げを20%に上げるということで、前段、4番議員、2番議員からの質問がありましたけども、似たような関連でありますけども、当時、平成17年ころ、市町村合併ということで地域が大きく揺れましたけども、中川村も、当時、住民投票で合併が、賛成が上回ったわけでありまして、近隣の市町が反対が多くて合併ができなかったということの中で、村の財政も大変苦しいという、当時、話がありまして、このままでは村が行きついてしまうんじゃないかというような報道もあったわけでありまして、そんな中で、私の知らない方で曾我村長っていう、曾我さんっていう方が立候補されまして、そして、この村を救うんだっていうような感じでもって受け継がれたんですが、報酬を30%下げて頑張ろうということで1期目が終わりました、そのころに比べますと、実質公債費比率が平成18年には20%だったのが去年は12.5%、実質8.7%という非常にすばらしい成果が出てまいりました。そのことは大きく評価してよろしいかと思いますが、一番問題は、今回が30%から20%上げるっていう、その根拠が非常によく見えてきません。そのことで、上げていくのは来年の選挙とよくっておられますけども、来年の選挙に出るためなのか、あと、もう1点は、一番最初に上げたみずからの公約が30%、最初に言われたのを変えるっていうことは修正っていうことになりますけども、ちょっとマ

ニフェスト間違っていたのか、こういったところもお考えいただきたいわけであり、ます。ですので、20%の根拠と、一番最初に掲げたマニフェストの変更についてお伺いします。

○村長 何回も繰り返になります、30%っていうのは、ちょっとやり過ぎというか、ところがあるので、近隣のところを見ながら、まあ、そこまで一気にじゃなくて、近づけておいたほうがいいのではないかなというところで20%です。

私としては、公約はですね、その4年間の公約というつもりでおりますので、そのチャオ周辺のか望岳荘のか、福祉医療費の3年間増やすとかいうようなことを申しあげましたけども、基本的には、その4年間の公約というふうなつもりでおります。だから、割にはですね、近隣には4期、5期とか、近隣っていうか、県内にも、かつてもらっしやっしたし、今ももらっしやるわけですけども、じゃあ、その4期、5期やられる方々、最初のときの公約を20年間守る、守らねばならないというふうに考えるのが普通なのか、どうなのかっていうと、そんなことはないんじゃないかなっていうふうに思いますので、基本的には、私は、公約、その1つの4年間でやるべきことのお約束というふうに考えております。だから、2期目のときには、そのことについては触れなかった、中では、その何で触れなかったのかっていうのはあるかもしれませんが、それは、選挙のね、得策とか、いろいろなこともあるでしょうけど、触れなかったんだけど、だから、そのことについては、2期目に入ったら、そのことは縛られないというか、いう考えだったので、でも、いきなりっていうのは何だし、次に向けて段々戻していったほうがいだろうということで、2期目の選挙が終わった時点で20%というふうな提案をさせていただいたけれども、先ほど申し上げたとおり、それはだめだから、もう1年30%というお話があって、1年間ずつということで、こう伸ばしてきたけれども、いよいよ次の選挙が近づいてきたので、そのときのお話のとおり、そのときご提案させていただいたのと同じ理由で20%にするのがスムーズにいくためにはいいのではないかなというふうに考えているということでございます。

○8番 (柳生 仁) 公約は、第1期目の公約であって2期目の公約でないという話でございますけども、一番、2期目に、1期目に、そういった30%減額の公約をしたんで、2期目に一言触れておくと公約の継続と思わないんですが、私は、2期目には、その給与のカットについては一言も触れなかったっていうことは、1期目の公約を継続すると思っておりました。しかし、今、こういったことを聞きますと、1期目の公約は、それで終わっているんだと、1期目とは関係ないと言われましたんで、そうかなあと思いますが、そのように判断しまして、私、1期目の公約が継続されると思っておりましたんで、ちょっと、そのニュアンスが違うかなあというわけでありまして、この20%の根拠がなかなか見えてきませんが、以上で終わります。

○議長 ほか質疑はありますか。

○6番 (大原 孝芳) 私は、ちょっと賛成の立場で意見を言いたいと思います。今までの議員、ほかの議員さんの……

○議長 質疑ですが。

○6番 (大原 孝芳) 討論？

○議長 討論は、まだです。

○6番 (大原 孝芳) 質疑だけですか。はい。じゃあ戻します。すみません。

○5番 (村田 豊) 3人の方が出ましたので、私のほうは、率直に短く2点お願いしたいと思います。

2期目も3年目を経過しようとしております。村政運営に尽力をいただいていることに対しては敬意を表したいと思います。

先ほど何人かの方から出ましたように、今回、また、附則第8号の条例改正というようなことで出てきております。これは、過去、何回かの討議の経過を見させてもらいますと、いってみれば、答申されたものを――報酬審議会で答申されたものをそのまま受けずに30%にされたり、あるいはまた、議会等へ出される時点で、2期目については、1期目の考え方が余り盛り込まれず、ただ単純に、今、村長からありましたように、20%というような減額率を示されているというようなことで、特に、議員提案の中で、修正をもとのままに戻すということであるけれど、1年たったら検討をして見直しをしていくということが必要じゃないかという提案がされて、そういった内容のことが加味されて修正案が可決されているにもかかわらず、以降、2年間ずっと伸びてきたと、ただ、村長は、そのときの答弁の中では、最終年度において再度お願いをして、見直しを提案をしている内容でしていきたいということが申されております。

ただ、私は、そういった経過を見る中で、どうも2期目の提案内容について、単純に、今、申し上げたような減額%のみが先歩きしちゃって、本当の一番最初のときに提案されたような、その真意が述べられていないということが、どうしても議員の皆さんの理解を得られない要因ではないかなあというふうに思います。最初のときに、そういった補てんを、福祉部分に補てんすることに対して、こういうことが達成されたから、現状の中では近隣の町村に近づきたいんだということを、きちっと、もう少し内容を述べて言うべきじゃなかったのかなあと、この点について1点です。

それから、もう1点は、何人も、今、述べられました。全員。私も同感で、次期のことを、なぜ言うのか。附則で年限をきちっと切って、年度を明記して決めるわけなんで、次期のことなんか関係ないと、次期に対する村政への、いってみればソフトランニングをするという言い方をしますが、これは、附則できちっと年度を明記してやることなんで、これを言うということは、これは必要じゃないこと、必要でないと思うし、それを言うことは、どちらかという間違っている点じゃないかというふうに思います。

その点、2点をお聞きをします。

○村 長 1 個目は、真意の——真意は、2 期目の真意？30%にしたのは、先ほど申し上げたとおり、30%というのを1 回目の選挙で申し上げたのは、小学校1 年生から3 年生までの医療費無料化の財源を生み出すために、ちょうどそれくらいをするといいなということで立候補のときには申し上げて、それは、すぐにやって、それから、また、6 年生まで、中学生まで、高校3 年生までっていうふうな形で拡大してきた、それは、別に連動していない話だから別にいいんですけども、30%カットというふうなことを言ったのは、それが理由です。

それで、2 期目について、2 期目が終わった後の議会で、については、しっかりと申し上げたつもりですけども、30%は行き過ぎなので、つまりですね、なぜ、その来年の選挙のことを云々かんぬんって言っているかっていうと、その次にだれになるかわかりません。私かもしれないし、ほかに人かもしれないし、それ以前の問題として、立候補する、こういうのは、余り、その何ていうのかな、論点にもしたくないし、立候補した人が、いやあ、どうしたらいい、何か今までは、もう2 期8 年間30%マイナスでやっておったけど、いきなりおれが戻したらややこしいかなあとかですね、そんないらんことをいろいろ考えさせたくもないし、それが20%だったらね、まあ、いや、それは、その辺の差が少なければ少ないほど自分なりの考え方で行けるのに、前任者がこうやったから、それを考えてこうせなあかかなっていう、別に考える必要はないんだけども、人間は、やっぱり、その辺のことも考えるやろうし、あと、村の中でもですね、そういうふうな、ああ、どうするのかなあみたいな、うわさみたいなものになってくるとですね、次、立つ人もいろんなこと考えないかんし、次になった人もですね、いろんなことも考えないかんし、そんなふうな要らんことを考えずに、さっきおっしゃったとおりですね、村のためにはどうしたらいいのかっていうことだけに集中していただけるような形で、いろんな方が立候補もしていただきたいし、当選した方は頑張っていたきたいし、そのためには通常に少し戻したほうがいいというふうな考え方を一貫してもっているというふうなことでございます。

○5 番 (村田 豊) 私が言っているのは、今、村長が言われたのは前段の部分でも前のほうなんです。その最初の質問の中で、今回、何回も出されましたけど、今回、出されるときに、もう少し詳しく、いってみれば、最初のときの気持ちと今の気持ちを、もう少し議員の中へ質問をしていただくということが必要じゃなかったのかなあ、本当の真意が伝わっていないというふうに言ったわけなんです。

それから、今、2 問目の次期のことを盛んに言いますが、これ、一切関係ないことじゃないかなと、ここで次期のことを、いってみれば先に勘ぐっていう必要は何もないことだと、そのことを、この改正の中へ持ち込むことが、私は間違っていると、必要じゃないということを言っているつもりです。その点、もう一度。

○村 長 何回も繰り返しになって恐縮ですけども、次期選挙選に向けてですね、いろんな方が、いろんなことが、余計なことを考えずに村のために立候補したい人が立

候補できる、それから、また、なった人が余計なことを考えずに村のことに、仕事に専念をできるということがスムーズにいくためには、少し平常に、いきなりとは言いませんけども、平常に戻しておいたほうがいいのではないかなと、そのほうが、人情としてですよ、じゃあ、それがないとできないというわけじゃないけども、移行もしやすくなるし、いろんな、村民の中でいろんな話も出ずに済むし、ややこしいことが減るのではないかなというふうな思いがあるということでございます。

○5 番 (村田 豊) 私が言いたいのは、本来、今のことが前面へ出ちゃって、出ちゃって、村民が、そういう理解を、そういうことで変えたいの、戻したいのかというふうにとらえるということを行っているわけですし、本当の本意が前でなくて、今の次期のことを考えた、そういったものが前面へ出て、そのために、いってみれば、この議場の中で判断をして裁決を下すのかということになるんで、そういった考え方は、いってみれば、前面へ出さないほうがいいということをお初から申し上げたつもりでしたので、その点は、もう一度、もう一度お願いしたいと思えます。

○村 長 何か本意が別にあるというふうな、何かつくっておられるなというふうな思っていて、だから、本意は、そのことなんです。来年のこと、来年、スムーズに、いろんな人が立候補して、のびのびと仕事ができるようにするためには、少し戻しておいたほうがいいっていうのが本意だし、そのこと、そのためにやりたいというふうな思っているんです。それは違うと思っていらっしゃったら、そのように申していただければいいし、もし、そういうことであれば、何か、いろんな形でご対応をいただければいいと思えますけども、それが考えです。その3 年前から一貫して変わらない、だから、30%っていうのは、やり過ぎていびつな形にしてしまったので、いろんなことが、後々までこれを引き継が、何となく影響が残るようにするとよくないなというふうな思いがあるというので、段々、少し元に戻しておきたいというのが本意です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対の方の討論を認めます。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 次に賛成の方の討論を認めます。

○6 番 (大原 孝芳) 今の質疑の中でいろんなお話を聞いていまして、私、村長の言うこと、よくわかるんですけど、一つまずかったと思うのが、私は、当時、村長、2 期目のなって、最後のときまで知っていたんですけど、その後は、ちょっと抜けたんですけど、もっと早くですね、もとへ戻すべきだったと、私は、そういう

ふうに思います。そういうことのしわ寄せが、今回まで来ちゃっているんじゃないかなあとと思いますし、それで、今まで、あと、じゃあ、いろいろ質問した中にね、じゃあ何%がいいのかっていう話で、今回、30%から20%にされていますが、じゃあ何%だったらいいか悪いとかっていう話は、私は、ここで皆さんの、理事者側から提案されたものですから、それで納得しますが、やっぱり、村長以下、教育長、また副村長も、みんな同じように減額され、当時は、副村長なんかも非常に、ほとんど村長と給料が変わらないっていうような状況で、村民にも非常に映ったような状況を私も確認していますし、非常に仕事がやりにくかったんじゃないかと思います。山崎議員も言われましたが、給料っていうのは、本当に払うべきものを払って、やっぱり、ちゃんとやっていただくっていうようなのが本来であって、本当に、あのときは、曾我村長が1期目のときは、非常に、そういう、非常に、そうすべきっていうか、せざるを得ないような状況だったかもしれません。しかし、今回、新しく、市長、あるいは村長になられた方の状況は、周りの状況を見てみると、ここ、今回の3月議会で、みんな5%ないし減額をされているっていう状況でございますので、私は、皆さんから、理事者から提案された案に賛成でございます。

以上です。

○議長 長 ほかにも討論はありませんか。

○9番 (竹沢久美子) 私は、村長の仕事の業務内容、責任の重さ、また、課長たちとの給与の差が余りない状況で、2期目からは村長給与を30%減額は大き過ぎるのではないかという意見を申し上げてまいりました。そして、減額による施策が実施されたことは感謝しております。副村長、教育長に対しても同じ思いです。

ただ、昨年の村長答弁で、最後の1年については次の代の方に向けて少し通常にやや近づける形にしたいという答弁をお聞きしておりますので、20%がどうかということはありませんけれど、私は原案に賛成です。

○議長 長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成少数。よって、原案は否決されました。

日程第3 議案第5号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

なお、本案は、去る5日の本会議において提案理由の説明が終了しています。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第20号 平成24年度中川村一般会計予算

を議題といたします。

本案は、去る5日の会議において総務経済、厚生文教の各常任委員会に分割付託してあります。

各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

なお、報告は総括的な内容報告としていただき、細部については質問等によりお答えいただくようお願いいたします。

まず、総務経済委員長の報告を求めます。

○総務経済委員長 3月5日の本会議におきまして付託された議案第20号 平成24年度中川村一般会計予算のうち総務経済委員会が所管する予算の審査を、去る3月15、16、19日の3日間、役場第1委員会室において全委員出席のもと、担当課長、係長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

結果は、全員の賛成により原案可決です。

審査の過程で出された意見等は次のとおりです。

総務課関係、庶務係ですが、「備品購入費の収納棚と軽トラック装着の除雪機は、どういうものか。」という問いに対し「戸籍がだれでも見られる状態だったので、耐火金庫へかぎをつける。登記簿関係の書類や設計図面など、各課で管理していたものを一括管理する。除雪機は、構内除雪用。」とのことです。

それから、「自治振興費の特別地域対策費、桑原の状況は。」ということに対して「人口は減少傾向だが、管理地域は変わらないので、前年度と同じ対応。」とのことです。

続いて企画係ですが、「地域力創造アドバイザー事業の内容は。」という質問に対し「総務省のアドバイザーとしてほかの地域も担当され、経験豊富な方なので、初年度は地域に月10日以上かかわってもらい、村の課題、地域の課題に取り組んでもらいます。」とのことです。

また、「定住促進、どういう視点で考えているか。先進地視察は職員だけか。」との質問に対し「中川村にどういう施設がよいのか、全村的、地域の問題点から基本計画を考えることで京都府綾部市へ職員視察の予定。」とのことです。

続いて「美しい村連合関連事業で総会、フェスティバルなどに村民参加の呼びかけを。」ということと、また、案内看板800万円を計上してあるわけですがけれども、「美しい村のイメージに合うよいものをつくってほしい。」との意見がありました。このことに関しては「予算的なこともあるが、協議会のメンバーには呼び

かける。」とのこと。また、「看板は、村への誘導を図ることを目的とするものだ。」とのこと。

財政係では、緊急雇用事業で実施した公有財産データベース化事業が完了し、平成 24 年度は図面などの欠落したものの作成手数料のみ予算化した。」との説明がありました。

質問としては、「牧ヶ原改善組合への負担金は妥当な金額か。また、一時金での解決はできないか。」とのご意見がありました。これに対し「食料増産のころからの経緯があり、ポンプアップして水を確保している。村施設の水利費を払うという形で、今後の検討課題である。」との答弁でした。

続いて、「交付税算定の安全率 8% は市町村独自のものか。」という質問に対しては「独自で見積もりを立てる。」とのこと。

続いて交通防災係では、「災害用備品はどこに置くのか。各集会所への投光器、発電機設置の考えは。」との質問に対し「防災倉庫、大草、葛島、片桐。」とのこと。また、「各集会所は一時避難所という位置づけで、ほかの助成事業で対応している地区もある。」とのこと。「孤立化が懸念される地区は別対応です。」

続いて「耐震診断の結果は生かされているか。」との意見に対し「昨年、平成 23 年度は、簡易 6 件、精密 8 件の耐震診断が行われましたが、工事するまでには至っていない。」とのこと。

広報情報係では「業務分担は、情報は企画で対応している。」とのことですが、質問としまして「広報なかがわの発注方法は。」との質問に対し「単色、2 色、4 色、それと 1,900 部で 3 者を指名で見積もりをとり、1 者と随意契約した。」とのこと。

続いて「学校関係の保守業務委託料、備品購入費などの予算、学校へ載せたほうがよいのでは。」との質問に対し「機器は役場にあるので、今後、検討する。」とのこと。

続いて「情報管理の方法、臨時対応でいいのか。個人情報などもあるので臨時対応でいいのか。」との質問に対し「臨時対応の部分は新クライアントの保守の範囲であり、体制的には複数の関係職員が必要。」との答弁でした。

続いて議会事務局ですが「農業委員の選挙は、なぜ掲示板をつくらないのか。」との質問がありました。担当からは「公職選挙法に準ずるとなっていますが、永久選挙人名簿でない、供託金がないなど、また、選挙運動も緩和されている。」とのことで「選挙公営はしない。」とのこと。

続いて会計室関係ですが「参考図書追録代、予算化されているが、インターネットでは対応できないのか。」との質問がありました。「実務提要なのでネットでは見られない。」とのこと。

続いて住民税務化に移ります。

住民係では「自動交付機手数料が各市町村で違うのはなぜか。」との質問に対し「人件費削減、または窓口利用促進など、それぞれの市町村の施策による。」とい

うことです。

また、「住民基本台帳法改正で外国人の対応は変わるのか。」との質問に対し「新しい残留管理制度になり、今年の 7 月 9 日から在留カードが交付され、転入、転出が行われる。」とのこと。

続いて生活環境係ですが、住宅管理費の内容についての質問がありました。「国の交付金事業による公営住宅 57 戸のふろ、トイレなどの改修工事です。事業名は公営住宅ストック総合改善事業、工事は県住宅公社に委託、改修後の住宅を買い取る方法。」

また、「工事については地元業者を。」との意見があり、担当から「そのように考えている。」との回答でした。

続いて「サンライズ中田島の入居状況と見通しは。」との意見に対し「現在 8 戸、今までの新築住宅と、若干、出足が違う。宣伝方法も控えめだった。安くてよい物件なので利用をしてほしい。」との回答でした。

「三共の処分場、跡地利用はできないか。」との質問に対しては「過去のさまざまなおみやが埋まっていて、地盤がやわらかくて無理。」とのことで、「閉鎖できない処分場である。」とのこと。

税務課税務係としては「固定資産税が前年より 1,600 万円の減の影響は大きい。要因は。」とのことですが「評価がえの年で、家屋の再建築費の表点数補正率が下がったため。」とのこと。

続いて建設水道課国土調査係についてですが「臨時作業員の賃金設定の方法は。」との質問がありました。「土木一般作業員の賃金で予算化している。」とのこと。

続いて建設係については「河川改修の内容は。」との質問がありました。「国・県は、災害の起こる危険性のあるもののみ対応。」とのことで「例えば流下側道を変えるとか、そうしたものしかなくて、起債が使えないので、一般財源でやらざるを得ない。堂洞沢川は八幡平の住宅団地西側の工事。」とのこと。

「橋梁長寿命化計画策定の発注方法は。」とのことですが「平成 24 年度は県のマニュアルで目視の調査を行う。建設工事については、一般競争入札の施行も考えている。」とのこと。

「辺地債事業、今後の取り組みは。」とのことですが「今年はやらない。過疎債が平成 27 年度までなので、最優先課題から取り組む。財政面を考え、交付金、補助金を活用するようにする。」とのこと。

続いて振興課関係ですが、耕地林務係、「5 ha 以下の山林地主への施策は。」との質問に対し「国・県の考え方は大きい面積対応であり、本人か第 3 者で森林経営計画で面積をまとめ、制度を利用してもらいたい。」とのこと。

「県産材利用促進事業内容は。」との質問に対し「陣馬形、チャオ、望岳荘に案内看板、いす、ベンチなどを設置する事業。」とのこと。

「林道改良事業の内容は。」との質問ですが「林道は舗装しないと維持管理にお

金がかかる。小川内線は平成 24 年度完成、黒牛折草線は 3 年計画、陣馬形線は 4 年計画。」とのことです。

農村災害対策整備事業の内容についての質問がありました。「県営中山間農地防災事業が 23 年度で完了し、ため池整備を 5 年くらいかけて行う。」とのことです。

続いて商工観光係ですが「地場センターの土地賃借料料金改定の経過は。」との質問に対して「ショッピングセンターの売り上げも減少しており、地代も下がっているが、20 年間見直しがされていない。JA が地権者に諮り、欠席者にも説明し、了解を得て平成 24 年度末から改定の契約ができた。」とのことです。

「陣馬形の飲料水水質検査、回数が増えたが、なぜか。」との質問に対し「入山者増が見込まれ、4 月～10 月の 7 回を予算化した。昔より若干、水量が減少しているようだ。」との報告もありました。

続いて農政係ですが「農地相談員の設置目的は。」との質問に対し「農地法や農地流動化などにかかわってもらおう。」とのことです。

「新規就農総合事業の内容は。」との質問で「国からのトンネルで青年就業者支援の給付金対象者には手続の支援をするが、いろいろな縛りがある。」とのことです。「村では独自に親からの経営移譲で就農される方や後継者、認定農業者に祝い金、激励金補助制度を新設しました。」

「予備電源設置事業 2,559 万 7,000 円の内容は。」との質問に対し「災害時等の拠点施設、孤立化が懸念される地区集会所に設置をする。」とのことです。

「西ヶ原農村交流施設の指定管理方法は。」との質問に対し「ブドウの方たち専用なので、指定管理だが委託料は払わない。」とのことです。

「農産物加工施設、稼働増えているか。」との質問に対して「平成 23 年は、売り上げ、若干、減少している。」とのことです。「3 年目になるので、指定管理できる組織として自立を目指してほしい。業務委託の管理料、使用料等は予算化した。が、人件費はない。」とのことです。

続いて、3 月 19 日に現場視察を行いました。

振興課関係では、市民農園、天の中川のクラインガルデン、それから、防護さく設置の境界に音などで威嚇する村の試験地、農産物加工施設、北島頭首工の災害状況の 4 カ所を施設しました。

また、建設水道課関係では、村道改良事業の大草桑原線、中平渋ヶ原線、それから、堂洞沢の工事箇所、坂戸公園の 4 カ所を視察いたしました。

以上、審査報告といたします。

よろしくご審議をお願いします。

○議長 次に厚生文教委員長の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは、厚生文教委員会、その審査の報告を申し上げます。

去る 5 日、議会本会議において当厚生文教委員会に付託をされました議案第 20 号 平成 24 年度中川村一般会計のうち保健福祉課と教育委員会に関する予算について、去る 3 月 15 日、それから 16 日の両日にわたり、役場第 2 委員会室にお

いて委員全員出席のもとに関係課長、教育次長、係長、保育園長の出席を求め、また、一部、現地調査も行い、慎重な審査を行いました。

審査の結果は、全委員賛成により原案どおり可決すべきものと決しましたので報告を申し上げます。

それでは、審査の過程で出されました意見などについて報告をいたします。

まず、保健福祉課、保健所費についてであります。

保育園の借地料、畑の値上げの問いが出まして、「これは牧ヶ原の水利費分の増によるもの。」という説明がありました。

研修より減の影響、これについて「3 カ所は少なくしているが、報告、復命などをして対処する影響はない。」という答えでありました。

砂場の衛生管理、「砂の入れかえは年に 1 回実施をされている。」ということで、「犬、あるいは猫のふんなどの殺菌など、年に 4 回ぐらい消毒、そうしたものをするのもいいんじゃないか。」という提案がありました。

職場構成と業務の引き継ぎに関する意見が出まして、「現在、南向保育園、正規 4、臨時 5、パート 2、園長 1、片桐保育園、正規 5、臨時 4、園長 1、総計 22 名。」「職員の年齢構成など、職務の継続に支障がないように配慮をされたい。」という意見がありました。

園児の安全とけがが状況ということでの問いに、これは、「年 3～4 回、どうしてもけがを受けるという、そういう子どもさんがいる。」ということです。それで、職員がついていまして子供がけがをするという、やんちゃ、わんぱくという世界であります。そこで、「危険箇所の点検をし、そうした保護者の指摘に対応してやっていきたい。」と、こういうことでありました。

それから、委託料の給食献立管理システムという、これへの問いがありまして、「これは、初の試み。」ということでありましたが、「保育所の指導によるもの。」という説明がありました。

それから、食事のアレルギーの現状という問いがありまして、「園児は、5 名、そういう子供さんがおられるということで、対応を努力をしておりますが、予想以上に気の毒などいいますか、本当に園を休まなければならないというような重体の園児もおられる。」と、こういう説明がありました。

次に保健センターの関係であります。

がん検診についての意見ということでありましたが、「住民のデータを把握、分析をして、課を超えて、その課、縦割りでなくて、庁内連携をとり、必要なデータベースの結果を取り揃えて迅速に対応することが必要じゃないか。」と、「事業推進に、大いに、そうした対応をもって生かされたい。」という意見がありました。「早期治療につながる。」との意見があり、携わる職員も、それを望んでおられました。

それから、食生活改善の取り組みということでありましたが、「生活習慣病の予防として食育の子供から老人までの啓蒙活動、特に幼児期の予防取り組み。」の意見

が出されました。

次に精神障害施設建設の問いがありました。つまり、「そういう声があって、どこかにというような動きもあったが。」という問いでありましたが、これは、「その進捗はない。」ということでもあります。「こうした施設」、グループホームを指すということですが、「施設内容の環境といえますか、患者にとって大変よい再生というか、よくなる状況が多い。」そうであります。「効果性がある。」と、そういう説明がありまして、「この精神障害施設という形でお世話になる場合には、申請」、それに補助申請というのが必要なようではありますが、現状、中川村におきましては、58 人の方が申請をされているという、そういう数字があります。「障害者への偏見に対し、広く理解を求め、深める必要があるのではないか。」と、そうした意見が出されました。

医療費軽減に関する質疑という形で担当の方から発言が求められ、「慢性腎臓病について理解を。」との説明がありました。それによりますと、「全国で腎臓病での透析という、これ、血液交換をされる患者が、平成2年に10万3,000人、20年を経過いたしましたして、平成22年には29万7,000人という約3倍の数字に拡大をしている。」ということです。「長野県を見ましても1,484人が20年間で4,571人と3倍」、中川村ではどうかという形で説明がありまして、「10年前、8人という数字が、2010年、9人と、ほとんど変わらない」、これは、この中川村の中での、本当に常々の努力の成果だと、こういうことかと思えますけれども、「国保で1件も出ていない。」ということではありますが、「これは全国には例がないんじゃないか。」と、こういうお話がありました。「糖尿病は、そのもとは生活習慣病で、糖尿病から腎臓病に移行するというのが50%」、そのぐらいに動くそうあります。「そのために、やはり糖尿病というものを早期に発見をし、そして、その対応を速やかにする。」と、「そして、そのもとは、日常食事の栄養管理が大変重要である。」と、「そのことに意を持って取り組む。」と、「そういう理解をよろしくお願ひしたい。」と、こういう説明がありました。

中川村食生活改善推進協議会というのがありますが、これは今でも続いておりますけれども、10回以上の開催がありますけれども、「出席状況が余りよくない。」という報告がありました。

健康維持と管理指導ということで、村診療所が、今、言いました、そういう病気につきまして「率先、健診努力をされている。そのおかげは大きい。」というお話がありましたが、「有機的活動面から、ぜひ、管理栄養士、この管理栄養士が、この村にも欲しい。」と、課からの要望が出されました。

次に保健福祉係であります。

紙おむつの利用ということで、「村はどうか。」と、こういう問いがありまして、「村は、環境に優しい紙おむつ、それを、また、リースで対応している。」と、こういうことでもあります。

それから、高齢者憩いの家の改修事業、調査計画委託費300万円という数字で

ありますが、それに関する問いは、「目的は配管修理の対応、それを主といたしまして、工事費1億円見込みで、改修工事は平成25年以降を予定。」と、それで、委員から「ふろの改修、配管が壊れていますから、そうしたものの調査、それから、どうするかという対応ですが、それにあわせて、この観光への、やっぱり集客、活用といえますか、そうしたもの、健康増進の取り組み、それから、歩行者プールという、段々全国に広がっておりますけれども、それから、健康訓練ルーム、また、足湯の設置など、そうしたものを含めて抜本的に新設に向けた研究への段階に入っているんじゃないか。」と、そういう必要性が意見として出されました。

ひとり暮らしの次に高齢者世帯動向という問いがありまして、「平成12年、78世帯、それから、平成22年が150世帯、10年間に51世帯が増えているという現状であります。村としては、民生委員の訪問、生活管理指導員の派遣、緊急速報装置、今度は有線がどうなるかわかりませんが、そうした緊急時における対応、現在、緊急速報装置は46戸という数字がありますけれども、それらは要望に応じて当たっていきたい。」という説明がありました。

児童福祉費委託料の質問がありまして、問いがありまして、「これは国からの事業補助、今までありましたけれども、発達支援事業2年が切れまして、切れて、村単独事業として従来どおり継続をする。」と、こういう説明でありました。

次に教育委員会総務学校係の関係であります。

4月からの中学校の武道必修化についての選択と安全確保についての問いがありました。「中川中学校として柔道を選択、指導される柔道有段者が、現在、この学校におられるということであり、加えて、道場も確保されている。」ということ、県の指導手引き、これは手引書というのが近くに来るそうでもありますけれども、「それに基づき、けがのない万全な対応、万全を尽くす。」と、こういうことでありました。

中学が学級、今度、小学校から入ります中学校は1クラスということで、1年32名、1クラス編成ということに問いがありまして、「県では、30人規模学級ということで、34人までが1クラスと、そういうことでもありますので、1クラスということになります。それで、教員は1名、2名ということではありますが、その対応、さまざまな結果として教員が1名減員する。」ということの説明がありました。

中学校教育振興費という問いがありまして、「これは、学習指導要綱が、今度、大きく――大きくといえますか、変わるということで、指導書が変わる、その予算づけ。」ということでありました。

児童生徒の検査と全国学力調査というのが問いとしてありました。「審査による学習指導や障害者認定のための知能検査、学力実態把握と学力向上に向けての指導法改善目的のNRT検査、それから、学習生活の満足度、生活意欲などを調べるQUという検査など、小中学生をとらえての授業をする。」と、こういうことの

説明がありました。

次に学校給食センター職員 5.5 人体制についての問いがありまして、「県から栄養士が 1 名、小学校、これは 5 年前の 3 分の 2 に減員するというので、調理師 1、臨時 4、献立パート 0.5、392 食分ということ、これは、生徒の減数が、先ほど言いました 3 分の 2 と、392 食分。」という、そういう説明がありました。

次に社会教育関係であります。

「コピー機のリースの活用というのはどうなっているか。」という、「そして、そのものは、そういう活用ってというのはどうか。」という質問がありました。「5 年で、リースは大体終わるという形で、当初、大体が、いろんな期間にもよりますけれども、100 万円くらいかかりますと、それが切れ、その後におきましては保守、修繕、あるいは利用料というものがかかるわけではありますが、年次、段々に安くなり、その有利性がある。」と、「そういう形で、リース、古くなった物を他の場所に有効に生かすという手だてをしている。」と、されているという説明がありました。

アンフォルメル中川村美術館への、これは意見ということではありますが、「開館 2013 年、20 周年近い状況にあり、そういう中にあっても、伊那谷に割合知られていないのではないか。」という意見が出され、「村のホームページの特番に、そうしたものの、中川村にアンフォルメル美術館ありというような、そういう、そのものを生かすという形のものが必要ではないか。」という声が出ました。あわせて「パンフレットも新しくとか、工夫をしまして、積極的な宣伝の PR が必要ではないか。」と、それから、「村民に、一度、皆さんに見ていただく、そして、口コミとか、そういうことで企画の努力が必要ではないか。」ということが提案、また、意見として出されました。

天体観測施設についてであります。「運営方法や宣伝、工夫で施設の一段の活用、関心を高めたい、どうも、もう少し有効に活用するという努力を。」という声がありました。意見がありました。

それから、サンアリーナの雨漏りが現実でありまして、その向きの調査、補修、84 万円になっておりますが、「原因調査と補修工事ということで、天然シーリング、ガラス、これは、ガラスと鉄骨パッキン、その辺の原因、そういうところに、どこか漏れる原因があるのではないかと、こうすることで、調査をし、補修を、修繕をする。」と、こうすることであります。

「村の文化祭の出し物が少ないのではないか。」という意見が出されました。マンネリにならない工夫、そしてまた、参加に関する呼びかけ、そしてまた、そうしたもののメニュー、新たなものというようなもの、発想を変える必要性が問われての意見がありました。

それから、現地視察を行いました。

中田島の高齢者支え合い拠点施設、これは建設費が 2,800 万円という数字のようでありましたが、もう完成しておりまして、あと、引き渡しという段階であり

ますが、これは、近くに村民住宅サンライズ中田島、これは 10 戸で、これから 9 戸というのも予定になっておりますが、地区加入、これが、地区に加入してもらおうという、これ、皆そのようですから、今後、地域がどう活性化するか注目をしたいということで現地査察を、調査と審査を行いました。

それから、サンアリーナは、先ほど説明を申し上げましたけれども、雨漏りの現状と調査、修復について現地確認をいたしました。

それから、アンフォルメル中川美術館も現地へ参りました。周辺整備委託事業、それから、建物に一部あります雨漏りの状況、それから、館内の保湿、除湿でなくて保湿ってことを言われておりましたけれども、そうしたものの実態、確認をいたしました。それから、エントランスホールのタイルが、もう大分傷がついて外れたりという現象を確認をいたしました。アンフォルとは何かと、そうしたもの、それから、小さな美しい、この中川村のシンボルとして、先ほどもお伝えいたしましたけれど、ホームページの工夫、それから、ウォーキングとか、村に数ある催しの中に、そうしたものを添えて、あるいは、旅行者、そうした会社や人たちを生かす——生かされたらいいんじゃないかという要望、提案がありました。

以上が厚生文教委員会に付託をされました一般会計予算案に対する審査結果の報告であります。

よろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○5番 (村田 豊) 私は、さきの 3 月 5 日の折に予算の概要報告があった折に 7 問ほどの質問をいたしました。

今、委員長の報告を聞いておりますと、審議はされているが、報告がなかったのかなあというふうに思いますが、7 問の中で 3 問に対する内容は審議がされているというふうに思いましたが、そのほか 4 問に対して、報告の中で 1 問も入って来なかったので、委員長のほうにお渡しをしてありますが、4 点についてお聞きをしたいと思います。

最初、3 月 5 日のときに質問をしました内容の中で、47 ページにあります電子化推進事業、ホームページのリニューアルについて、どの程度までの内容が確認されたのか、庁内の進捗だとか、いつごろまでにやれるのかというようなこと、それから、もう 1 点は、今、厚生文教委員長の審査の中にもありましたように、アンフォルメル等を含めて、中川の観光を新しい機器で県内でも 2～3 カ所やっているということをお聞きしますが、今、若者が相当スマートフォンの活用をする中では、スマートフォンで観光地を探すというようなことをされているというようなことを聞きますが、そういった若者を集客するような検討がホームページで何かされているかどうか、確認されたか、お聞きをします。

2 点目としては、農地相談員につきましては、先ほど内容検討がされたという

ことですが、具体的に24年度に取り組み、流動化をするということになると、もう既に体制の組み立てがきちっとされて、取り組みの活動がされていないと、24年度の具体的な農地のやり取りにはつながらないということになると思います。そういう点では、流動化に対する目標面積、前回、お聞きしましたが、特に目標としては持っていないということですが、具体的に農地が動くような取り組みが検討されていることに対する質疑がされたかどうか、それに対して、どういう活動体制で行くかということに対することも確認されたかどうかお聞きします。

3点目としては、やはり、これも加工所について、先ほど現場の確認もされたということも言っていました。ただ、現場確認される中で、私も質問をした中で、振興課長のほうから機械を入れかえて使っておりますよということをお聞きしました。そういった現場での確認が含まれたかどうか。

それと、もう1点は、こういった施設は、経営なくして施設の存続ということは考えられないわけなんで、そういう点では、経営に、やはり大きなウエイトを置いていかなきゃならないと思いますが、その辺の確認が討議の中でされたかどうか、具体的に内容まで、多少、入った数字的なものも検討がされているかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、最後に、4点目ですけれども、非常備消防費の関係で、これは総務のほうから説明がありましたが、26年からずっと据え置きだった、その報酬費を24年度には具体的に取り組み検討をしていく、あるいは、そういった動きをしていきたいということでしたけれども、その辺のことの、再度、確認がされたかどうかということと、当然、これは、消防委員会でも、そのことは関係がありますので、話し合いがされて、そして上に上がっていくというのが流れだと思いますけれども、消防委員会で検討するようなことも、その時点で確認されているかどうか、その点、お聞きをしたいと思います。

委員長のほうには渡してありますので、すみませんが。

それではお答えします。

最初の庁内の電子化の推進の進捗の確認はされたか、いつごろまでに完了の予定とか、それからまた、新たな情報機器の活用についての質問がございましたが、1番目の庁内の進捗の確認は、契約が24年の1月11日から24年の3月26日までに、キャリアコさんとなされまして、再構築とかデザインの一新とかのことがされて、できるだけ早く、できれば3月中に取り組みたいということで、こうした業者も、近隣の市町村もやっているのだから、これからは、できるだけ早く進めたいということで、いつごろまでにとの完成の確認はとってありません。

それから、2番目の観光等にスマートフォン等の活用ということについては、審議の過程では出されませんでした。

続いて農業委員会費の中の24年度からの流動化とすると、いつ取り組めるか、また、活動体制の取り組みがされ、動き始めているか確認はとのご質問でしたが、

この件については、こうした農地相談員を設けたりして、設置の目的についての質問はありましたが、こうした件についての審議はありませんでした。

続いて、農業施設管理事業の加工所の関係ですが、機械の入れかえ使用の内容は確認されたかということで、担当がおりまして、ジュースの機械については、古い物も新しいのも両方使っているというお話でした。

そして、経営のこと、それから、新品目研究など、検討はどのような方針か、また、進捗の確認はとのご質問がありましたが、先ほどの報告でも申し上げましたが、23年度は売り上げが若干減少していて、今度、24年度は3年目になるので、人件費などは指定管理にできる組織として自立して行ってほしいということで予算に盛っていないという、そうした説明を受けましたが、それ以上の内容の審議はされておられません。

最後に非常備消防の関係ですが、24年度の審議会での取り組みがされるか確認はということと、並行して消防委員会での検討が進められるようとの確認はとご確認事項がありましたが、委員会の審議の中では、こうした質問もございませんでしたので、審議されておられません。

以上です。

○議長 長 ほかにも質疑ありませんか。

○6番 番 (大原 孝芳) 厚生文教委員長にお伺いします。

老人福祉施設管理費の中で高齢者憩いの家の調査費として300万円盛られているということで、委員長の報告のほうでは、その概要と、それから、含む中で25年度に施行したいと、それから、委員のほうからはですね、将来的に向けて検討してほしいと、そんなようなお話だったと思います。300万円が調査費というのはね、結構大きい、調査費で300万円ですからね、相当大きいんですね。そうすると、恐らく工事費もね、調査費が300万円ですから、実際に施行すると、もっと大きくなると思うんです。当然、10倍、20倍にはなると思うんですけど、そうした中でですね、委員会の中でね、例えば、その方向性っていうんですかね、委員の中から、どういう方向で、そのおふろをね、直していくんだって、おふろっていうのは、本当に、あそこの施設では相当かなめですからね、やっぱり将来の福祉の関係もそうだし、また観光の面でも大きなウエイトを持っていると思うんですけど、報告の中では、意見を言って、何とか将来的にしてほしいっていうようなお願いをただけのように思いますけど、もう少し深くですね、じゃあ、どういう流れで行って、例えば計画しても長くスパンかかりますよね、いろいろ、ですから、どういうようなね、具体的な問い詰めとかね、それをされなかったんではないか。そういうことを。また、村のほうでは、担当者はですね、それに対して、どんなようなお答えが帰ってきたんでしょうか。

○厚生文教委員長 大原議員、申されたように、大変な発言っていいですか、出ました。つまり、あの施設を、いかに有効に生かすかという、観光面もありますし、それから、現状のものを、どう有効に生かすかということもありますし、そして、キュートの、

○総務経済委員長

その関係のものもありますけど、もっと、先ほども報告いたしましたように、抜本的に考える段階へ、もう来ているんじゃないかと、それで、委員の意見の中には、もう望岳荘が、もう本意、それをやる、そして、そのことによって村が福祉そのものをという、支えるといいますかね、そういうような形はとれないかとかです、ね、ですが、歴史の中におけるお湯、温泉というふろの施設ですけど、それは、福祉の関係でやっている経過がありますから、その補助を得ていますから、その観光の望岳荘とは、また違いまして、その部分の、何ていうんですか、一体をなしてってことがなかなかできない現状ってようなものが説明ありましたし、それで、将来像としてはという理想の中の加えとすれば、2階あるものを、福祉、特に高齢者がっていう形になれば、1階にして、そしてまた、そのものに、どこで建てればいいかなあというような提案も数々ありました。それで、手前の、今でいう庭の、何ていうんですか、南のほうへのこととか、それから、サウナとかです、ね、そういうようなものもありますけれども、いずれにしても、先ほど言うように福祉の補助の関係でできた向きというものは、望岳荘の視点での、何ていうんですか、そのものの、なかなか難しい状況のものがあるっていうことですね。そんなお話がありました。特に強調のものは、やっぱり魅力のあるっていうものと、観光の、それこそ拠点的になっていう形で行けば、動脈として、その福祉の、何ていうんですか、リハビリだとか、そういうような、今でいう、ただ——ただっていいですか、ふろという形でない福祉事業に、そうしたものを、もっともっとメニューを、そういうものを入れてやるっていう形のものも、基から考え直して検討することがいいんじゃないかというか、そんな意見も多分に出ました。

それで、去年、このキュートから施設、そういうもろもろの現地を視察をいたしまして、それで、そのものは、それなんですけれども、それが漏れるところが段々段々に移行してきますから、そういう形の、村としても大変に、その段々移行していく形を消化すればいいかというかな、そういうものも含んで、調査と、それから、これからどうするかっていうことを含みにした調査費、これが、今の言う約300万円と、300万円ですね、そういう形で、ああ、そうかというような段階に至ったということでもあります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。
○8 番 (柳生 仁) 厚生文教委員長長の報告で、学校教育であります、今年から武道が必修化ということで、中川村は柔道を選択されましたけれども、今の報告では安全確保ということによっておられましたんで、非常に安心しておりますが、ほかにも武道っていうのはあるわけですが、その選択が、なぜ柔道だとか、ほかの武道は検討されなかったのか、その報告がなかったんで、お願いします。

○厚生文教委員長 今、言われるように、柔道もありますし、ほかの武道もありますもんでした、が、委員会の中におきましては、やっぱり、その柔道ですね、柔道という形がありました。っていいものは、さっきも説明いたしましたように、中川村の中に、

今度、4月から始まりますけれども、中川村の中に、その指導がすぐにもできるって先生がおいでということ、それと、もう1点は、武道館がありますもんで、そのことは、即ち有効活用ができる、そこに入ることができるって、そういう部分でいきますとね、それに関する、ほかのものはどうだっという意見は、あえては質問には出ませんでした。

それで、新校長が来られるということでもありますけど、もう既に、そういうことが、あれですね、確認しましたら、柔道という形でやると、それで、それに加えて、今、初めての、そういう試みの、4月からのものですもんで、県からの、やはり安全に対するもの、それから、そういう武道は、特に、今ここでは、もう柔道に決まったようですけども、そのものの指導詳細が、これから来るそうですけど、それに基づいて、やはり的確な、事故のないように対応するという、そういうお話でありました。

剣道の件ですけども、これも、今、申しました、何ていうか、道具の確保、道具、いろいろ道具をするに、柔道のものは、そんなんでもありませんけれども、道具の確保に大変じゃないかという形も出ましたね。

柔道の関係は、その何ていうんですか、敷物下へ敷く物は、厚手の物を加えて安全を図ると、こういうことでもあります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に賛成の方の発言を許します。
○5 番 (村田 豊) 私は、24年度の予算について賛成の立場で討論をします。

職員の皆さんが前年度の事業執行等を十分加味をしながら精査をされ、細部にわたっての検討がされ、組み立てをされております。

特に新年度に当たっては、該当する国・県の補助施策等の導入で諸事業への有効活用を組み立てながら、多くの事業が展開できるような予算の組み立てがされております。

ただ、私、ここで2点、お願いをしたいと思うのは、1点目としては、特に村民の皆さんから、リフォームの助成や自然エネルギー助成、太陽光発電等の施設等への、村として助成を講じてほしいというような要望が出てきております。村の経済活性化と家計費負担の軽減につながる配慮を、ぜひ、今後の中でお願いをしたいと、2点目としては、特に高齢化の中で、社会保障のための保険費等、医療費等、負担が、相当、増大をしてきております。そういう部分では、予防という部分で、健康増進への取り組み強化をしていくことが大事ではないかと思いま

す。少しでも医療費の負担を軽減できるように、その施策の活動の強化を行っていただくような予算活用を、ぜひ、組み立てをして、新たにでも結構ですが、お願いしたいと、特に健康増進のための子供からお年寄りまでの食育等の啓蒙も必要ではないかというふうに思います。

以上のような2点の要望を申し上げて、賛成討論とします。

○議長 ほかにも賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで賛成討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

なお、これより行う各新年度予算の採決は起立によって行います。

議案第20号に対する各委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

着席ください。(一同着席)

ここで暫時休憩といたします。再開を3時20分とします。

〔午後3時09分 休憩〕

〔午後3時20分 再開〕

○議長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第5 議案第21号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第6 議案第22号 平成24年度中川村介護保

及び

日程第7 議案第23号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
業特別会計予算

の3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは、3月5日、本議会において当厚生文教委員会に付託をされました議案第21号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、議案第22号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計予算について、議案第23号の平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について審査いたしましたものを一括して報告をいたします。

初めに、議案第21号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、去る3月15日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと、担当課長、係長の出席を求めて慎重に審査を行いました。

審査の結果は、全員賛成で可決すべきものと決しましたので、ここに報告をいたします。

それでは、審査の過程で出されました意見などについて報告をいたします。

「基本残高はどれくらいか。」の問いには「平成22年度末で2,500万円、平成23年度、700万円取り崩し、平成23年度の末に1,800万円の予定ですが、平成23年度が確定をしていないので、まだ、わからない。」と、そういう説明でありました。

「国保税の滞納状況は。」と、その問いには「住民税税務課で扱っているのが数字は抑えていないが、現年度、あるいは過年度ともに増えている。」と、「滞納者への対応としては、9月末に国保証を最新配付の際、納税相談を行い、対応をしています。」とのことであります。

「国民健康保険事業の総額は4億8,650万円、対前年度比は4.1%の増となり、治療給付費、それから、高額医療費に対する共同事業拠出金、後期高齢者支援金や介護納付金の伸びなどが影響をしている。」と、こういうことであります。

次に、議案第22号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計予算について慎重に審査を行いました。

審査の結果は、賛成多数で可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

審査の過程について報告をいたします。

「地域支援事業でいろいろ行っており、これを行うことで保険給付費を減らせると思うが、事業、教室に参加してもらう方策は。」との問いに、「予防教室の開催場所を各地区の集会所と介護予防センター西館や保健センターなど、固定した会場を組み合わせで出席しやすくしている。また、平成24年度は、戸別訪問を増やしていきたい。」ということでありました。

「各地区の敬老会や催しの折、話すのもよいではないか。老人クラブとかですね、いろいろありますけれども、そうしたものを生かしたらいいんじゃないか。」という意見がありまして、「事前に包括支援センターに連絡をいただければ対応をしたい。」と、こういうことであります。

「保険介護料をできるだけ低く抑えてもらいたいが、9段階を、もう少し段階を多くできないものか。」という問いがありまして、「介護保険事業懇話会で検討を数回した結果であり、他市町村は標準段階により上の所得というのが多い段階で金額を細かく分けている。」という説明でありました。

なお、平成24年度は、第5期介護保険事業計画の初年度に当たります。介護保険事業の総額は5億4,700万円で、対前年度比20.2%の増となり、介護報酬の改定や認定者の増によって介護保険給付費が伸びたこととなります。

次の議案第23号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、この審査をいたしました結果、全員賛成で可決すべきものと決しましたので、改めて報告をいたします。

それでは、審査の過程について報告をいたします。

「後期高齢者医療は平成25年でなくなるとされていたが、1年延びたのか。」という問いがありまして、「新制度を検討するため、この制度廃止は、当面、先送

りになっている。」とのことでした。

予算総額は4,360万円で、前年度比278万円の6.8%増は、2年ごと保険料の改定があり、平成24年度は増額改定が予定されていることと、被保険者数も増えていることが要因となります。

以上が報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

着席ください。(一同着席)

次に、議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

着席ください。(一同着席)

次に、議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数です。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

着席ください。(一同着席)

日程第8 議案第24号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計予算及び

日程第9 議案第25号 平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計予算の2議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

○総務経済委員長 本案は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

3月5日の本会議におきまして総務経済委員会に付託されました議案第24号平成24年度中川村公共下水道事業特別会計予算の審査を、3月15日に役場第1委員会室において全委員出席のもと、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査しました。

結果は、全員の賛成により原案可決です。

維持管理が業務の主体の予算です。

一般会計からの繰入金1億7,000万円で、昨年より360万円減となっております。

審査の中で出された意見は次のとおりです。

「処理場管理研修費の内容は。」との質問ですが、「ある程度の経験がないと研修を受けても内容が理解できない。職員の育成を目的とする。」ということで、「技術管理者は大変責任が重い業務である。」との説明がありました。

続いて、平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について報告いたします。

3月5日の本会議におきまして総務経済委員会に付託されました議案第25号平成24年度農業集落排水事業特別会計予算の審査を、3月15日に役場第1委員会室において全委員出席のもと、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査しました。

結果は、全員の賛成により原案可決です。

農業集落排水事業も公共下水道事業と同じ維持管理業務が主体の予算です。

一般会計からの繰入金は1億1,600万円で、昨年より500万円減となっております。

審査の中で出された意見は次のとおりです。

「管理清掃の方法は。」との質問に対し「5年ほど前から巡回してやっていたが、マンホールを開けると状況がわかるので、重点箇所をスポット的にやっている。」との答弁でした。

以上、審査報告といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
まず、議案第 24 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 長 全員起立です。よって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。
着席ください。(一同着席)
次に、議案第 25 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 長 全員起立です。よって、議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。
着席ください。(一同着席)

○総務経済委員長 日程第 10 議案第 26 号 平成 24 年度中川村水道事業会計予算
を議題といたします。
本案は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
3 月 5 日の本会議におきまして総務経済委員会に付託されました議案第 26 号
平成 24 年度中川村水道事業会計予算の審査を、3 月 15 日に役場第 1 委員会室
において全委員出席のもと、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査しました。
結果は、全員の賛成により原案可決です。
課長から「水道料金については、将来的な投資などを考えると、経営的に厳しいが、ほかの公共料金の値上げなどで村民生活を考え、据え置きとした。」との説明がありました。
審査の中で出された意見は次のとおりです。
「調査費の内容は。」との質問に対し「施設浄水場の更新計画作成に費用です。簡易水道のときは過疎債が使えたが、上水道では使えない。」とのことです。
また、「飯島から給水を受けたことはあるか。」との質問には「ある。」とのお答えでした。
「除雪費用な 30 万円で足りるのか。」という質問に対しては、「3 年に一度くらいは使うことがある。」とのことです。
「集中管理用パソコン購入費、機種は。」との質問に「システム再構築に必要で、XP あるうちに更新する。」ということで、「現在ある物は平成 16 年に購入したもので、既に 7 年が経過している。」とのことです。
「管理委託の考えは。」との質問に対しては、「中川村規模では委託メリットがない。」とのお答えでした。
以上、審査報告といたします。

○議長 長 よろしくご審議をお願いいたします。
委員長報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 長 全員起立です。よって、議案第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。
着席ください。(一同着席)

○事務局長 日程第 11 議案第 27 号 財産の取得について
を議題といたします。
朗読願います。

○議長 長 朗読
提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第 27 号について説明いたします。
提案理由であります。村営住宅用の建物を取得をするため、中川村の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第 3 条、予定価格 700 万円以上の不動産の買い入れに該当しますので、この規定に照らし、本案を提出するものでございます。
工事につきましては、ちょうど 1 年前の 3 月の全協において県の住宅供給公社からの買取方式での整備をご承認をいただき、これに基づき整備を進めてまいりました。ほぼ、このほど確定が、工事量が確定をしたことから、初日に補正をお願いをしたところでございます。
最終日での追加議案といたしましたのは、この補正の成立時期が、地方事務所 の検査等々のことがございまして、開始の入居日 3 月の 25 日の予定等々を考慮し、本日とさせていただきます。
議案の中身でございますが、取得をする住宅用建物の概要につきましては、所在地が中川村片桐 1518 番地 3、建物の種類は集合住宅でございます。
構造、規格でございますが、鉄筋コンクリート造、2 階建て、1 棟、10 戸で、延べ床面積は 677.23 ㎡、附帯施設として物置、駐車場、駐輪場等々がございます。
取得の目的は村営住宅とするため、取得の方法は随意契約であります。

取得価格は1億8,024万円。
 建築者、取得の相手方でございますが、長野市大字南長野南県町1003番地ー1、長野県住宅供給公社 理事長 和田恭良でございます。
 以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。
 これより質疑・討論を行います。
 質疑・討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑・討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
 日程第12 議案第28号 中川村村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題といたします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読
 ○議長 提案理由の説明を求めます。
 ○住民税務課長 それでは、村営住宅条例の一部を改正する条例について説明をいたします。
 提案理由につきましては、村営住宅として新たにサンライズ中田島を設置し、旧教員住宅を中組ハイツ、牧ヶ原ハイツとして村営住宅に加えるため本案を提出するというものでございます。
 お手元の資料の4ページに新旧対照表をお配りをしてありますので、新旧対照表で説明をさせていただきます。
 例規集については、第2巻の1,351ページからということでもあります。
 最初に第3条でありますけれども、名称と位置ということでもあります。改正後のほうの表を見ていただきますと、3行目、中組ハイツ、旧東小の教員住宅でございますけれども、これを中川村大草4529番地1に4戸、それから、4行目、牧ヶ原ハイツ、旧西小の教員住宅でありますけれども、位置が片桐の4362番地4に4戸、それから、表の一番下、サンライズ中田島でありますけれども、片桐の1518番地3に10戸を加えるというものであります。
 次ページの第4条でありますけれども、入居の資格であります。中組ハイツと牧ヶ原ハイツは、村長が認める者とし、1LDKでありますので、主に単身者用を対象ということでもあります。表の一番下、サンライズ中田島でありますけれども、省令第26条の第1号2号3号に該当する者というものでありますけれども、これは、パークハウス滝戸の一般型と同様ということでありまして、地域優良賃貸住宅の基準であります同居親族があること、それから、所得要件が月額15万

8,000円以上48万7,000円以下であることとすることを要件とする世帯住宅でございます。

続きまして6ページでありますけれども、第6条の第4項につきましては、入居の選定と許可という項目でありますけれども、サンライズ中田島を加えるということでもあります。

続きまして第8条でありますけれども、入居の手続でありますけれども、村長が特別に認める場合は、この限りではないという項目を加えるものでありますけれども、これは、連帯保証人のうち、2人が必要でありますけれども、そのうち1名は、原則として村内ということを決めているわけでありますけれども、この例外規定ということでありまして、村内に限らず、上下伊那の範囲だったらいというふうに認めていきたいと思っておりますので、村長が認める場合という項目を加えるというものであります。

続きまして第11条でありますけれども、収入の報告事項でありまして、サンライズ中田島を加えるというものであります。

最後に別表でありますけれども、第9条関係ということでもあります。家賃についての定めであります。中組ハイツと牧ヶ原ハイツは月額1万3,000円というふうの定めであります。これにつきましては、同規模の三共住宅が1LDKで6畳間で1万2,000円というものでございますので、今回の、この両ハイツにつきましては1LDKの8畳間ありますので、1,000円高い1万3,000円とするものであります。

最後のサンライズ中田島につきましては、同規模のアルプスハイツ中組と同額ということで3万8,000円と定めるものでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行をするというものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いをします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第29号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 議案第 29 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

氏名、芦沢文博。

生年月日、昭和 25 年 9 月 18 日。

住所は中川村片桐 4635 番地 17 でございます。

芦沢文博さんにおかれましては、平成 18 年 5 月 1 日から固定資産評価審査委員会委員をお務めいただいております、本年 4 月 30 日をもって 2 期目が任期満了となります。この間、大変的確な審査をしていただいておりますので、引き続き次の 3 年間も固定資産審査委員会委員として選任をいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

ぜひともご同意を賜りたく、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

なお、人事案件の採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第 29 号は同意をすることに決定しました。

着席ください。(一同着席)

日程第 14 発議第 1 号 原子力発電所の安全対策と「脱原発」政策の実行を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (藤川 稔) それでは、議会会議規則第 14 条の規定により提出しました発議第 1 号 原子力発電所の安全対策と「脱原発」政策の実行を求める意見書について、提出者として趣旨説明をさせていただきます。

さきの議会 12 月定例会において請願第 7 号 中電力浜岡原発の永久停止・廃炉を求める決議を賛成多数で採択し、浜岡原発を有する中部電力株式会社に対し要望書を提出することとなりました。

しかしながら、原発は、浜岡原発のみならず、全国に散在し、福島第一原発事

故に追従する状況が現実視され、国家の存亡さえも危ぶまれる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国のエネルギー政策、原子力政策をつかさどる政府に対し、原子力発電所の安全対策と、今回の事故を教訓に国民や地元住民の危険や不安を払拭するためにも、国のエネルギー政策を抜本的に転換し、早期に原子力利用から脱却することを強く求め、可及的速やかに対策を講ずるよう要望するものであります。

なお、意見書の詳しい内容につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

議員各位におかれましては、改めてご理解、ご賛同をいただきますようお願いし、趣旨説明を終わります。

○議 長 説明を終わりました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について

を議題といたします。

厚生文教委員長から、議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 16 委員会の継続中の継続調査について

を議題といたします。

議会運営委員長から、議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査と

することに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いします。

○村長

平成 24 年 3 月 定例会閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会におきましては、提出申上げました議案のうち特別職常勤の者の給与に関する条例のほかはご承認を賜り、まことにありがとうございました。

23 年度補正予算、また、来年度当初予算と細かな数字を慎重にご審議をいただきました。

一般質問においても、農業の高付加価値化、景観保全、自然エネルギーなど、多くのご提言をちょうだいいたしました。そのことにも御礼を申し上げ、来年度の村政運営に当たってまいります。

また、定例議会終了後、日を置かず来週水曜日には臨時議会をお願いしております。北島頭首工の復旧工事が増水によって増工となったため予算増額のご承認をいただかねばなりません。ご多忙のところ申しわけありませんが、再度、ご参集の上、ご審議をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

肌寒い日の多い春ですが、暖かい花の時期が早くやってくること、また、今年が天候に恵まれて農作業が順調にはかどることを祈念して閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって平成 24 年 3 月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 3 時 0 9 分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____